

令和3年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（集合住宅の省CO₂化促進事業（高低中層ZEH-M））のうち

■ 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

環境省による事業

公募要領

令和3年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	事業趣旨	7
1-2	今年度の各省によるZEHに対する支援一覧	9

2章 先進的再エネ熱等導入支援事業

1 事業概要

1-1	事業内容	11
(1)	補助金名	11
(2)	事業規模	11
(3)	補助対象となる事業者	11
(4)	補助対象となる建材・設備を導入する住宅	11
(5)	交付要件	11
(6)	補助対象となる建材・設備の要件	12
(7)	補助金額および上限額	19
(8)	他の補助事業との調整	21
(9)	補助事業に係る工事の支払い	21
1-2	公募方法	21
1-3	事業スケジュール	23
(1)	スケジュールの詳細	23
(2)	公募説明会	24
1-4	重要事項	24
(1)	重要事項の詳細	24

2 事業の実施

2-1	事業詳細スケジュール	25
2-2	公募～交付決定	26
(1)	事業の公募	26
(2)	着工写真	26
(3)	交付申請	26
(4)	手続代行者について	26
(5)	リース事業者との共同申請について	27
(6)	審査	27
(7)	採択	27
(8)	交付決定	27
2-3	補助事業の開始～完了	28
(1)	補助事業の開始	28
(2)	中間検査(現地調査)	28
(3)	補助事業の計画変更	28
(4)	事業完了	28
2-4	実績報告～補助金支払	28
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	28
(2)	確定検査(審査)	28
(3)	補助金支払	28
(4)	事業成果の公表	29
(5)	使用状況の報告	29
(6)	取得財産の管理等	29
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	29
2-5	注意事項	30
2-6	よくあるご質問について	30

INDEX

3	交付申請の方法	
3-1	申請について	31
3-2	交付申請 提出書類一覧表	32
4	交付申請書及び添付書類の入力例	33
5	申請書提出先及び問合せ先	
(1)	提出先	44
(2)	発送の注意事項	44
(3)	問合せ先	44

＜はじめに＞

本公募要領において、

- ◎ 令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)」のうちZEH支援事業、
令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業))(集合住宅におけるZEH－M化等促進事業)」のうち先進的再エネ熱等導入支援事業、及び、
令和2年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」のうちZEH＋実証事業について
「R2年度ZEH補助事業」
- ◎ 令和2年度(第3次補正)「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)」について
「R2年度補正ZEH補助事業」

と記載する。

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨

我が国では、「第5次エネルギー基本計画」(2018年7月閣議決定)において「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省 資源エネルギー庁は、政策目標の実現に向けて、課題とアクションプランを整理した「ZEHロードマップ」を関係省庁等と共に2015年12月に公表し、当該ロードマップに基づき普及に向けた取り組みを行ってきました。

SIIでは、2016年から2020年までの5か年間、ZEHビルダー/プランナー登録制度をはじめとしたZEH普及策を継続実施して来ました。ZEHビルダー/プランナー登録制度は、2021年3月末において7,665社に御登録頂き、ZEH普及に向けた2020年政策目標はほぼ実現できる見通しとなりました。

本年度から、ZEH普及政策は2030年目標の実現に向けた「新たなフェーズ」に入ります。

また、我が国は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言(2020年10月)しました。環境省では、「脱炭素社会」「循環経済」「分散型社会」への移行により、経済社会を「リデザイン」し、グリーン社会の実現を目指しており、ZEH普及政策は脱炭素社会の実現に向けた重要なテーマのひとつに位置付けられています。

◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

【ご参考】 ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。
また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法や地域区分の見直しが行われた場合には、当該改正等の適用時期に応じて、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法及び、地域区分に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

● 『ZEH』の定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

● ZEH Orientedの定義

以下の①～②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減(再生可能エネルギー未導入でも可)

※ エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

※ 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)及び多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)に建築された住宅に限る。

(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。
本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省、経済産業省、環境省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省・経済産業省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。
SIIではこれらのうち、7つの補助事業を執行しています。

: 緑色のラインは相互に連携する事業を示す

省庁	役割	戸建住宅への補助事業	集合住宅への補助事業
国土交通省	中小工務店等が連携して建築するZEH	<令和3年度> sii 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative SIIが執行する補助事業 地域型住宅グリーン化事業	
経済産業省	将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH	<令和3年度> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち次世代ZEH+実証事業 (以下、「次世代ZEH+実証事業」)	<令和3年度> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち超高層ZEH-M実証事業 (以下、「超高層ZEH-M実証事業」)
環境省	引き続き供給を促進すべきZEH 脱炭素化および災害時のレジリエンス強化	<令和2年度(第3次補正)> 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (以下、「ZEH支援事業」) <令和3年度> 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業のうちZEH支援事業 (以下、「ZEH支援事業」) <令和3年度> 集合住宅の省CO₂化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業 (以下、「先進的再エネ熱等導入支援事業」)	<令和3年度> 集合住宅の省CO₂化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち高層ZEH-M支援事業 (以下、「高層ZEH-M支援事業」) <令和3年度> 集合住宅の省CO₂化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち低中層ZEH-M促進事業 (以下、「低中層ZEH-M促進事業」)

※ 「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せてください。

2章 先進的再工ネ熱等 導入支援事業

1 事業概要

1-1 事業内容

(1) 補助金名

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))のうち先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業
略称: 令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 (以下、「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約1億円

(3) 補助対象となる事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかにおいて、交付決定を受けている者に限ります。但し、「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかにおいて交付申請中であり、まだ交付決定を受けていない者についても申請を可とします。なお、「暴力団排除に関する誓約事項」(P36参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

(4) 補助対象となる建材・設備を導入する住宅

「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付決定を受けた補助対象住宅であること。
但し、本事業の完了実績報告期限までに補助対象住宅を竣工させるものに限ります。本事業の完了実績報告書提出までに併願申請する事業の実績報告書を提出していること。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 導入する建材・設備は本事業の要件を満たすものであること(P12～P18参照)。
- ② 「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付決定を受けていること。
- ③ 補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入した場合は、ボーリング着工写真を提出できること。

(6) 補助対象となる建材・設備の要件

補助金交付の対象は、補助対象住宅に導入する下記①～③に記載するものとなります。
但し、「③ 蓄電システム」を導入する場合は、「令和3年度 ZEH支援事業」においてZEH+を補助対象住宅とする交付決定を受けている、又は申請中の住宅であること。
補助対象となる建材・設備は、新品を導入すること。

※「令和3年度 ZEH支援事業」については、当該公募要領を確認ください。

■ 補助対象となる建材・設備一覧

番号	補助対象となる建材・設備
①	直交集成板 (CLT)
②	先進的再生可能エネルギー熱利用設備
	1) 地中熱ヒートポンプ・システム
	2) PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)
	3) 液体集熱式太陽熱利用システム
③	蓄電システム

① 直交集成板 (CLT)

補助対象となる直交集成板 (以下、「CLT」という)※1は、以下の全ての要件を満たすこと。
国内製品においては、JAS認定工場で製造された JAS製品であること。

補助対象住宅への 導入箇所	補助対象住宅における 使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、 壁、床版又は屋根版に面的に使用 されていること。	CLT総使用量は、延べ面積で除 した単位面積あたりの当該CLTの 使用量が0.1㎡／㎡以上であるこ と。	工法は問いません。 但し、枠組壁工法を用いて工事 を行う場合は、「枠組壁工法又は 木質プレハブ工法を用いた建築 物又は建築物の構造部分の構造 方法に関する安全上必要な技術 的基準を定める件(国土交通省 告示第1540号、平成29年9月2 6日公布・施行)」に準拠すること。

※1 CLTとは、Cross Laminated Timber(クロス・ラミネイテッド・ティンバー)の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

(注)CLTの導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

② 先進的再生可能エネルギー熱利用設備

- 1) 地中熱ヒートポンプ・システム
補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の全ての要件を満たすこと。
- 1. 表1に記載する要件を全て満たすこと。
 - 2. 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
 - 3. 原則、市場流通されている製品であること。

■表1

区分	対象範囲	補助要件		
工法	クローズドループ 垂直埋設型	採熱深度 が30m 以浅である こと	・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P14、図1)のいずれかの 工法であること ・地中熱交換器の総長が30m以上であること (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)	
	クローズドループ 水平埋設型		「クローズドループ 水平埋設型の 採熱工法一覧」 (P14、図2)のい ずれかの工法で あること	「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」 (P14、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」 の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用い るパイプの総長は150m以上であること
			「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」 (P14、図2)で示す「シート型」の採熱工法を採用 する場合、施設面積は30㎡以上であること	
	オープン ループ 放流型	揚水深度 が50m 以浅である こと	「オープンループ の採熱工法 一覧」(P15、図 3)のいずれかの 工法であること	—
	オープン ループ 還元井型			還元深度が50m以浅であること
	オープン ループ 浸透枡型			—
設備機器	地中熱ヒート ポンプ熱源機	暖房時COP3.7以上であること		
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器※1、井水槽※1 等		
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等		
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用		

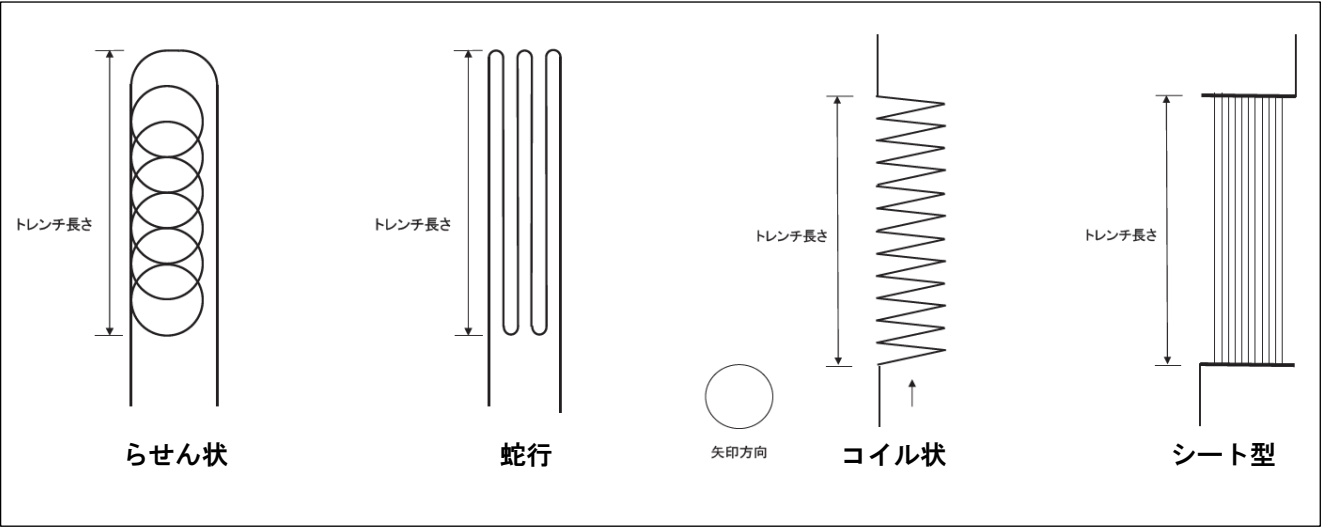
※1 オープンループの採熱工法一覧(P15、図3)により必要な場合

■図1 クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法 名称	ポアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	—	—	—	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。		

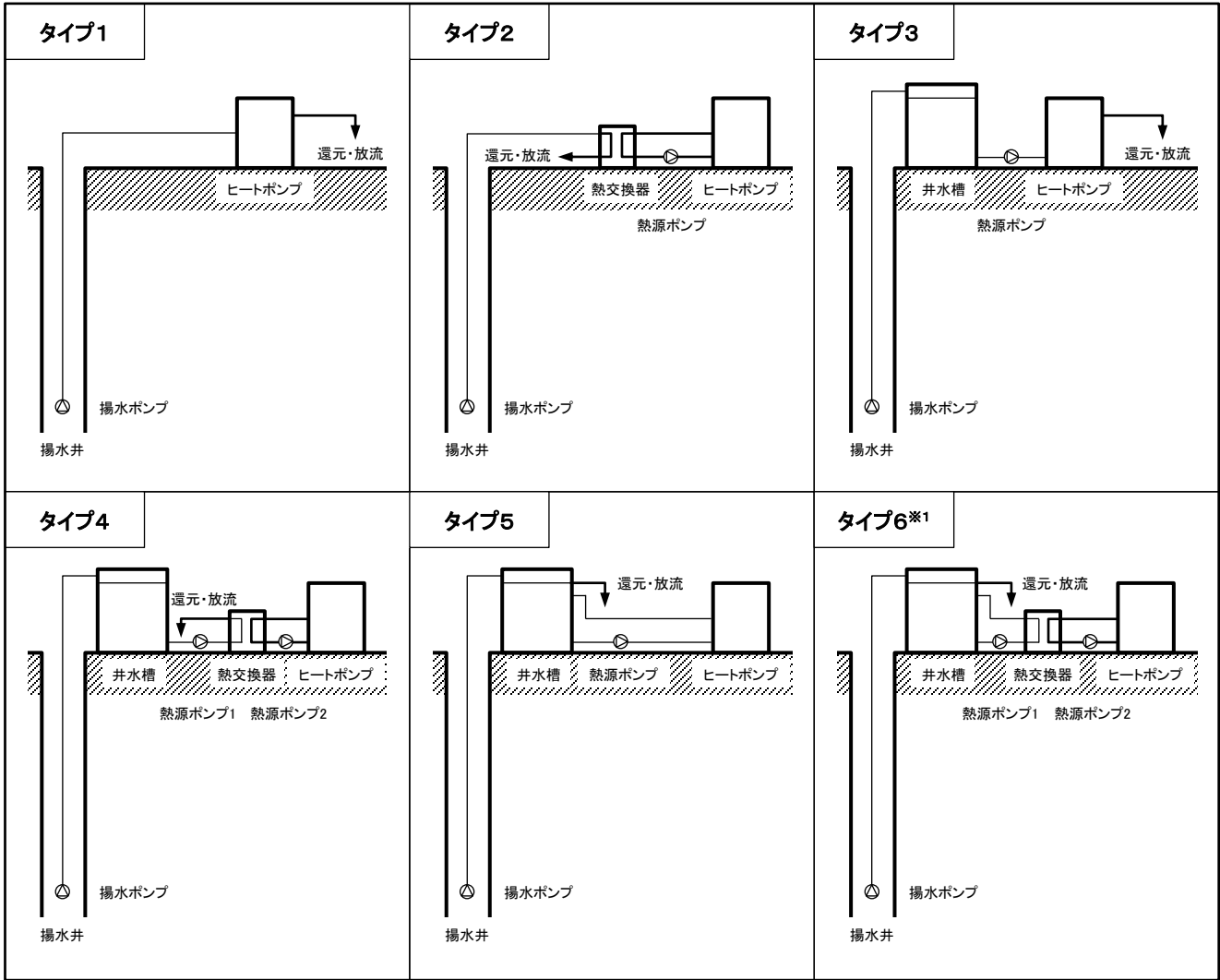
出典： 特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

■図2 クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典： 国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 「平成28年度 省エネルギー基準（非住宅建築物） 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」 P4 「図3 クローズドループ 水平埋設型の4方式」より抜粋

■図3 オープンループの採熱工法一覧



出典： 特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※1 タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

2) PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

補助対象となるPVTシステムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1. 表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
(PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない)
- 2. 原則、市場流通されている製品であること。

■表2 PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		補助要件
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器 (PVT) ※1		・日集熱効率10%以上であること※3 ・設置するPVTパネル面積が22㎡以上あること
	付帯設備・部材費※2	エアーハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器 (PVT) ※1		・日集熱効率10%以上であること※3 ・設置するPVTパネル面積が5㎡以上あること
	付帯設備・部材費※2	熱媒配管 (配管、継手、バルブ等)	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする(発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外)。

※2 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

※3 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

3) 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1. 循環方式は、強制循環に限る。
- 2. 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
- 3. 原則、市場流通されている製品であること。

■表3 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目		補助要件
高効率集熱器		・屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること ・設置する集熱器の面積が4㎡以上あること ・日集熱効率について下記要件を満たすこと 平板形 60%以上 真空ガラス管形 50%以上
付帯設備・部材費※1	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
	集熱配管	—
	その他付属部材	—
	補助熱源給湯器	—
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。

③ 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1) 導入する蓄電システムは、創蓄連携に限る。
- 2) 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
なお、「R2年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。
(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)
- 3) 事業期間中に、蓄電システムの据え付け設置工事を完了すること。
- 4) 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。
＜導入目的＞
再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。
＜接続及び運用の要件＞
再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。
(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)
- 5) 導入価格(機器費＋工事費・据付費※¹)が、蓄電容量1kWhあたり16.5万円以下※²の蓄電システムであること。

※¹工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※² 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することがハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。

(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

(7) 補助金額および上限額

①ZEH支援事業、次世代ZEH+実証事業の交付決定を受けた住宅に導入する場合

1) 補助対象建材・設備

1. 直交集成板 (CLT)

補助対象住宅に直交集成板 (CLT)を導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

定額 90万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）

2. 先進的再生可能エネルギー熱利用設備

補助対象住宅に先進的再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合は、補助額を以下のとおり交付します。

A) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

定額 90万円（クローズドループ・オープンループによらず一律）

B) PVTシステム

補助対象住宅にPVTシステムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

	液体式		空気式
パネル面積	5㎡以上8㎡未満	8㎡以上	22㎡以上
補助額	65万円	80万円	90万円

C) 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象住宅に液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

パネル面積	4㎡以上6㎡未満	6㎡以上
補助額	12万円	15万円

3. 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システムを導入する場合には、以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金額を加算します。

1) 初期実効容量※1kWhあたり2万円

2) 蓄電システムの補助対象経費※2の1／3

3) 補助額上限20万円

(注) 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※2 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

2) 補助金額の上限

「1. 直交集成板 (CLT)」、「2. 先進的再生可能エネルギー熱利用設備」のうち複数の補助対象建材・設備を導入した場合、補助対象住宅1戸あたりの補助額上限は90万円となります。これに加え、「3. 蓄電システム」を補助対象住宅に導入する場合は、蓄電システムの補助金額を加算した額を補助額上限とします。

②低中層ZEH-M促進事業の交付決定を受けた住宅に導入する場合

1) 補助対象建材・設備

1. 直交集成板 (CLT)

補助対象住宅に直交集成板 (CLT)を導入する場合は、補助金額を以下のとおり加算します。

直交集成板 (CLT)の補助額：1㎡あたり10万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）

直交集成板 (CLT)の補助額上限：1棟あたり1,500万円

2. 先進的再生可能エネルギー熱利用設備

補助対象住宅に先進的再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合は、補助額を以下のとおり交付します。

A) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

定額 90万円（クローズドループ・オープンループによらず一律）

B) PVTシステム

補助対象住宅にPVTシステムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

	液体式		空気式
パネル面積	5㎡以上 8㎡未満	8㎡以上	22㎡以上
補助額	65万円	80万円	90万円

C) 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象住宅に液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

パネル面積	4㎡以上 6㎡未満	6㎡以上
補助額	12万円	15万円

2) 補助金額の上限

「1. 直交集成板 (CLT)」、「2. 先進的再生可能エネルギー熱利用設備」のうち複数の補助対象建材・設備を導入した場合、補助対象住宅1棟あたりの補助額上限は1,500万円となります。

(8) 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。※

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施するグリーン住宅ポイント制度等のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

※ 本事業と「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」、「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」は補助対象範囲が重複しないため、併願可能です。

※ なお、「令和2年度 ZEH支援事業」四次公募において蓄電システムを補助対象設備として導入する計画とし、交付決定を受けた事業の後年度(2年目)の場合は、本事業において蓄電システムは補助対象外です。

(9) 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施するグリーン住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

1-2 公募方法

SIIは、公募期間を定め、先着順に受付けます。

また、公募期間中であっても補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。

SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

なお「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかに申請中であり、まだ交付決定を受けていない事業についても申請を可とします。

この場合「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの申請と同時申請も可とします。**但し、本事業のみの申請は受理しませんので、注意してください。**

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。
(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。
申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので、ご注意ください。
特に、本人確認書類、平面図、実施計画書が不足する申請については、一切受理しません。

(注) 申請書の発送における注意事項(P44参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 申請書類は返却しないため、必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。

(注) 手元に保管すべき副本等をSIIに提出した申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)から書類の返却を求められた場合、SIIは着払いにて返送しますので、注意してください。

(注) 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。
なお、予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に着払いで申請書を返送します。

但し、公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。

抽選結果は、申請書受領日から1週間以内に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

1-3 事業スケジュール

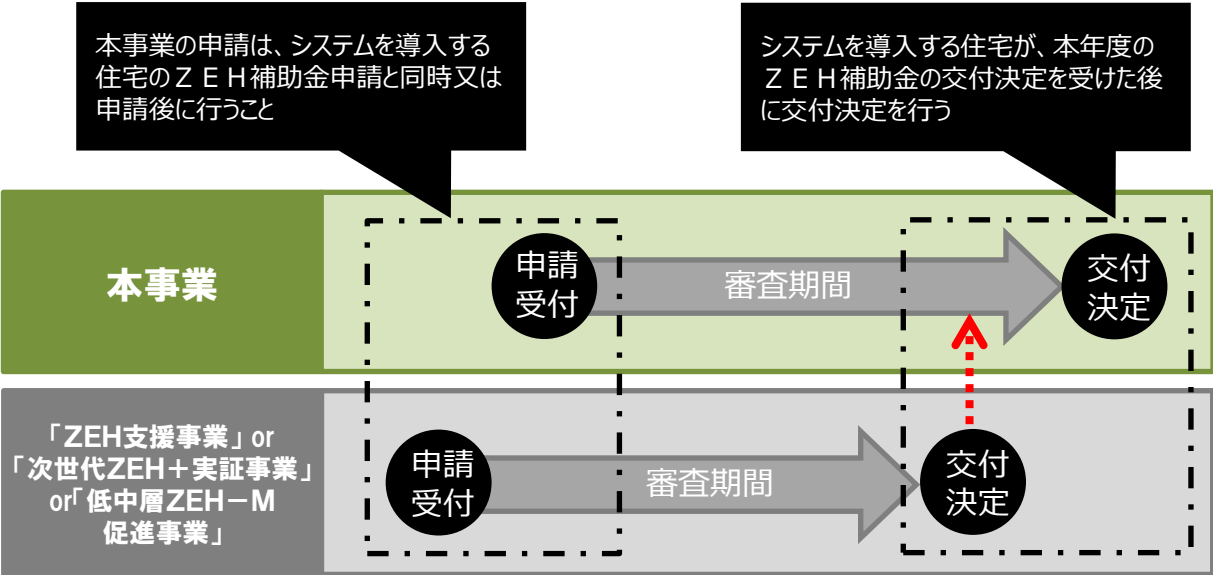
(1) スケジュールの詳細

① 公募期間

- 一次公募 2021年 5月 6日(木) 10時 ~ 2021年 11月19日(金) 17時必着
- ※ 二次公募の実施については、一次公募の申請状況を鑑みて後日決定します。
- ※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。
- ※ 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。
- ※ 公募期間中であっても補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分注意ください。

② 交付決定

- 併願申請した「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付決定後、本事業の交付決定を行います。
- ※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください(P27参照)。
- なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)



- ◎ 本事業の申請は、併願申請する「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付申請書と同時、又は申請後に行うこと。
- ◎ 本事業の交付決定は、併願申請する「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付決定の後に行います。

■ 本事業のスケジュール

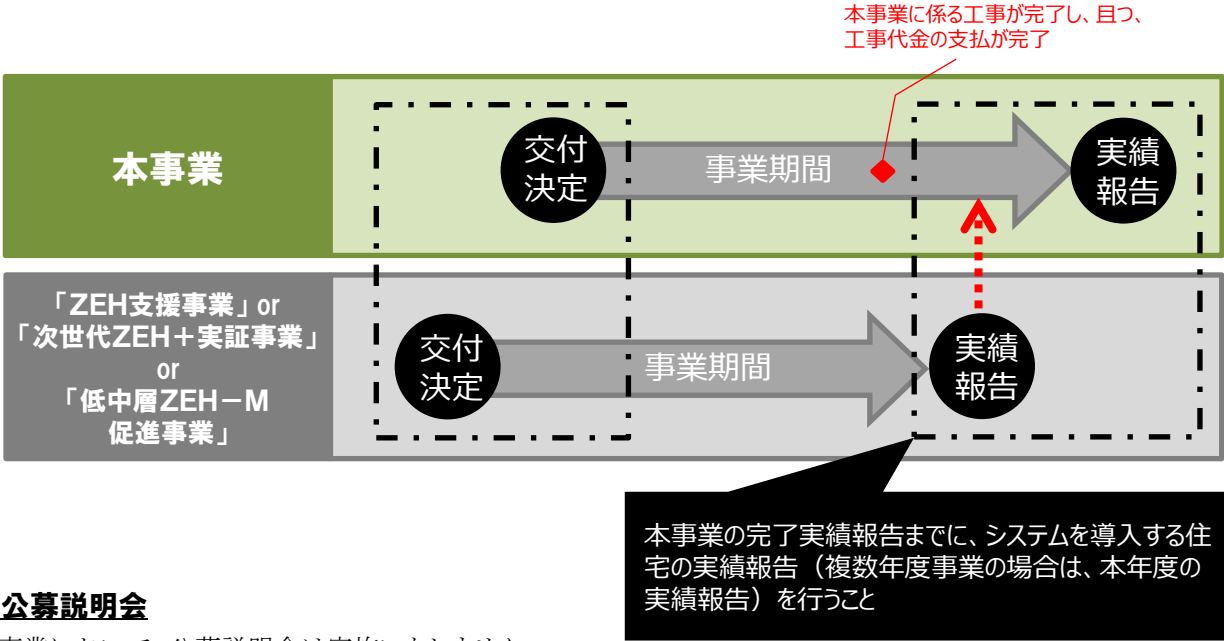
	2021年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
先進的再エネ熱等導入支援事業		5/6~11/19				
		一次公募 (都度交付)				
						事業期間

③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。
一次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 2022年 2月 3日(木)

④ 完了実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出すること。
一次公募の交付決定者 2022年 2月10日(木) 17時必着
※ 本事業の完了実績報告までに、システムを導入する住宅の実績報告を行うこと。
※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。



(2) 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施いたしません。

1-4 重要事項

(1) 重要事項の詳細

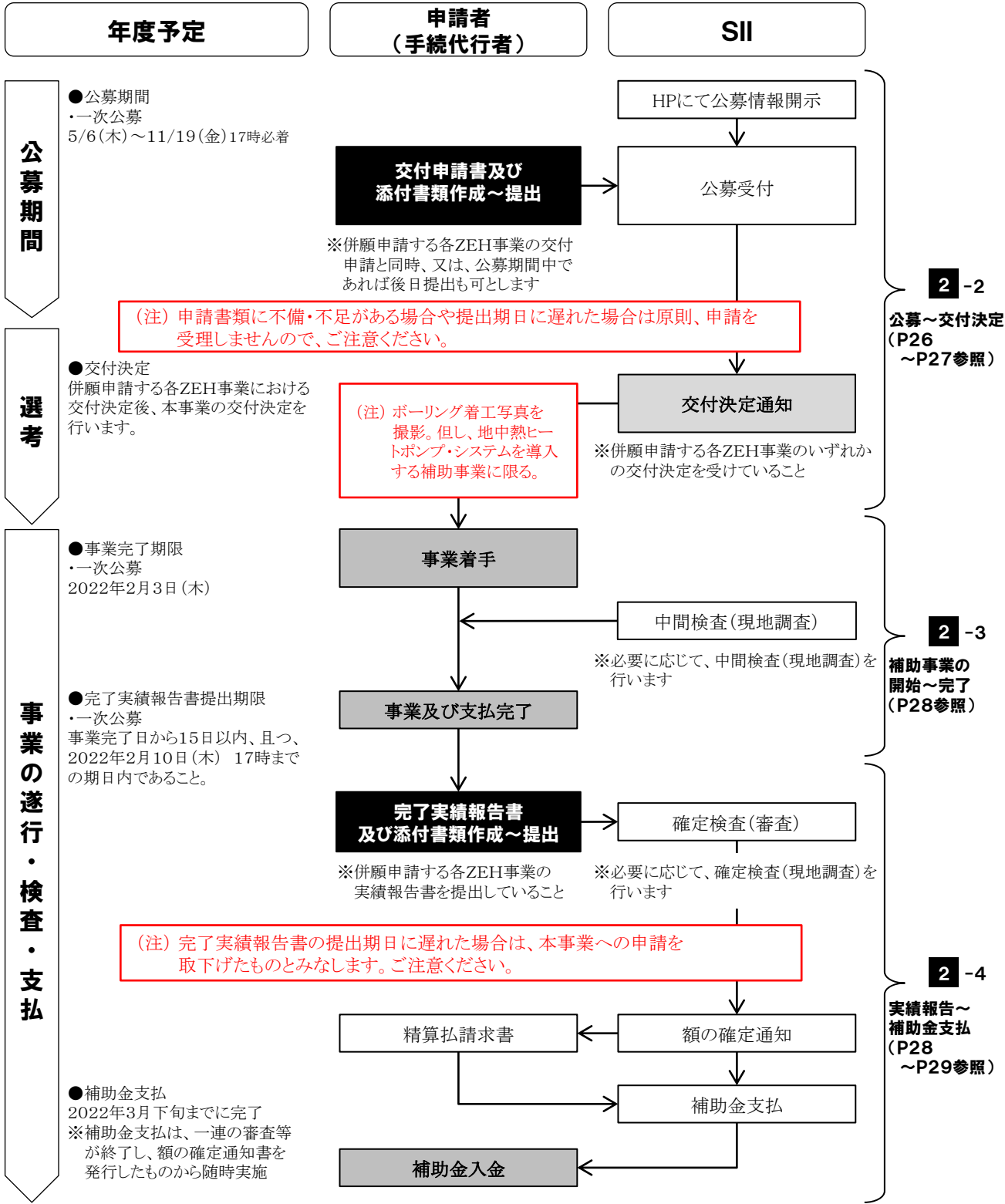
- ① 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。
- ② 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P36参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ③ 交付申請書並びに完了実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ④ 完了実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。
※ P30「注意事項」を必ず確認してください。
- ⑤ 併願申請した「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかを取下げた場合は、本事業の要件を満たさなくなるので本事業の取下げも行うこと。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

2021年			2022年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
		併願申請する各ZEH事業における交付決定後、 本事業の交付決定を行います			
		審査期間			
			事業完了期限 2/3まで	完了実績報告書提出期限 2/10	全件補助金支払完了(予定)
				審査完了(予定)	

2 事業の実施

2-1 事業詳細スケジュール



2-2 公募～交付決定

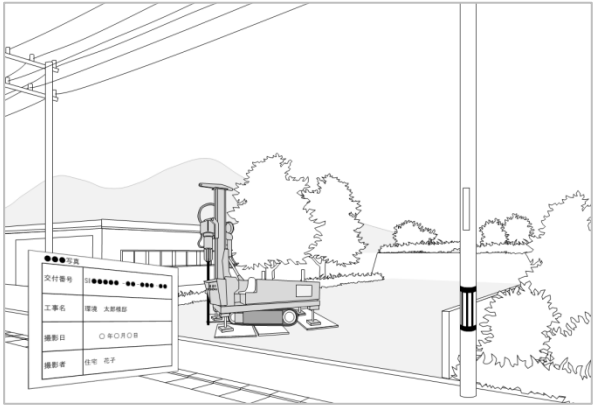
(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh_m03/clt/)に公募記事を掲載します。

(2) 着工写真

- ① 補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する補助事業に限り、ボーリング着工写真を撮影すること。
- ② 完了実績報告書の提出時にボーリング着工写真を併せて提出すること。

＜ボーリング着工写真＞



(3) 交付申請

申請者は、P33以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P32「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P44「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。
なお、SIIでは申請状況をみて必要に応じて補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

(4) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

(注1) 本事業の手続代行者は、補助対象住宅の交付申請手続きを代行する手続代行者が必ず兼務すること。

(注2) 事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(5) リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な申請

- 1) 補助対象となるPVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム、蓄電システム(P16～P18参照)に限り、リース契約を認めます。
- 2) リース事業者は1事業者とします。

② 申請方法について

補助対象住宅の建築主(新築戸建建売住宅の場合は購入予定者、既存戸建住宅の場合は所有者)とリース事業者による共同申請としてください。

③ 注意事項

- 1) リース料(元金)は、補助金相当分が減額されていること。
- 2) リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

(6) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあった申請書に対し審査を行います。

(7) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認できた事業から順に補助事業として採択します。

(8) 交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

2-3 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に本事業に着手してください。
但し、申請者は特に以下の点に注意してください。

- ※ 交付決定通知書と一緒に送付される事務取扱説明書を熟読し、十分理解した上で事業開始すること。
また、交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に工事着工すること。
- ※ 事前着手等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 中間検査(現地調査)

- ① SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行いますので、必ずご協力ください。
中間検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
- ② 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(4) 事業完了

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

2-4 実績報告～補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、完了実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた上で、併願する「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」の補助対象住宅の事業内容が適正であると認められた補助事業について、補助金の交付を確定し、補助事業者はその旨を通知します。
なお、完了実績報告書の提出書類については、併願する「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」の完了実績報告書と、原則同時に提出してください。また、作成にあたっては、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照してください。

- ※ 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
- ※ 虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 確定検査(審査)

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

(3) 補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

- ※ 併願申請した「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」の交付申請を取下げた場合は、本事業の要件を満たさなくなるので、本事業の取下げも行ふこと。その場合、本事業における補助金の支払は行いません。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5) 使用状況の報告

本事業は、省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者は、併願した「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」の要件となるアンケートに本事業に関する質問がある場合は、これに回答してください。なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。また、別途、他のアンケート調査、省CO₂効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

(6) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)の財産処分においても同様とする。

(7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

2-5 注意事項

申請者及び手続代行者は、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、リース事業者はその限りではありません。
- ② 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ③ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ④ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑤ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。
- ⑥ 手元に保管すべき副本等をSIIに提出した申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)から書類の返却を求められた場合、SIIは着払いにて返送しますので、注意してください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、本事業で導入した設備等が、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者及び手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払を行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

2-6 よくあるご質問について

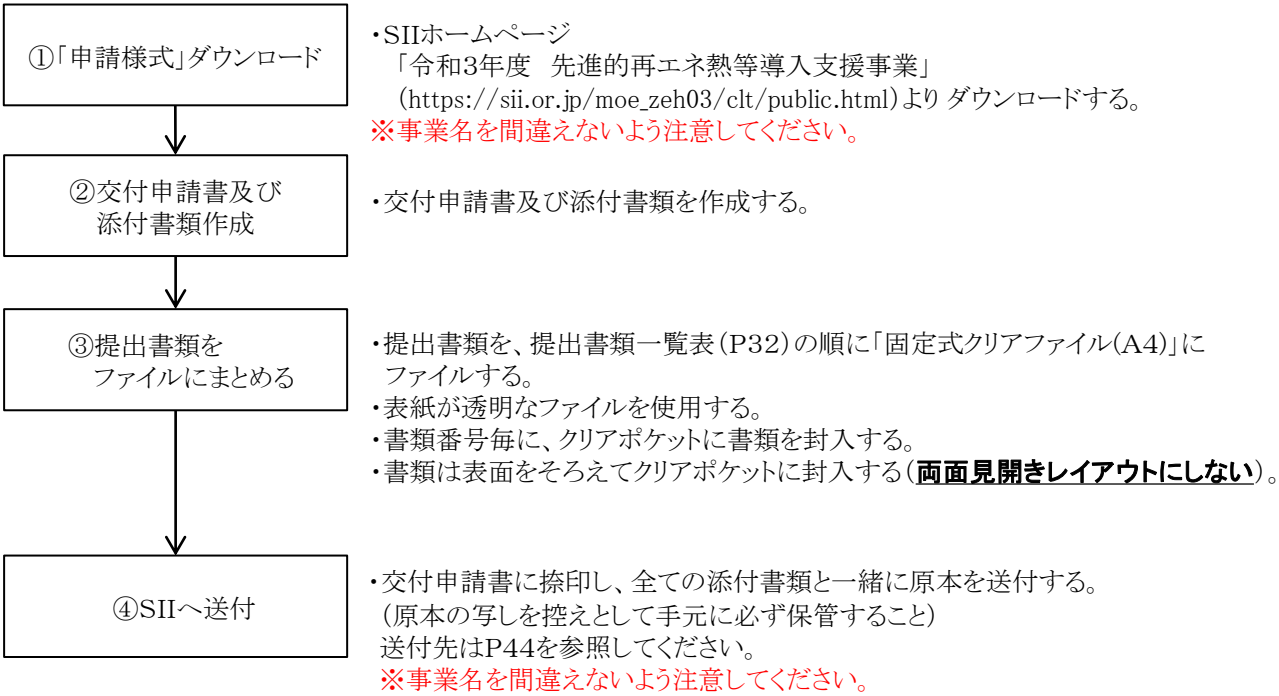
SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://sii.or.jp/moe_zeh03/clt/faq.html

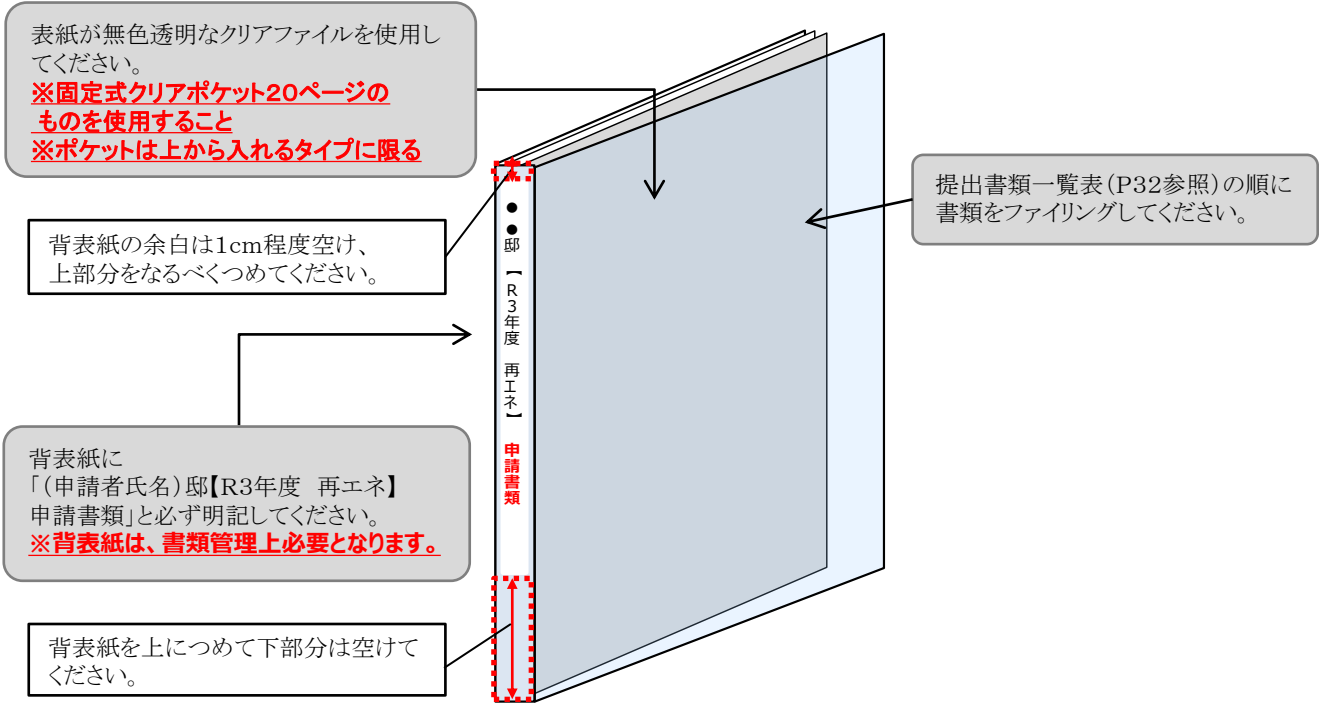
3 交付申請の方法

3-1 申請について

- SIIホームページから「令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」
(https://sii.or.jp/moe_zeh03/clt/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、
交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。
(注) P32「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- 公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



＜ファイリング方法＞



3-2 交付申請 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
・平面図はA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P34～37
②	誓約書		・SIIが指定する誓約書に記入すること	●	定型様式 2-4	P38
③	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する建材・設備の仕様、システム概要図を記入すること	●	定型様式 2-1	P39～42
④	平面図 (兼設備設置図)		・補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること	●	様式自由 (A3用紙)	—
⑤	蓄電システムを 以外申請する場合	補助対象となる建材・設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当建材・設備が記載されているページ	・カタログには、該当建材又は設備が記載されたページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること	○	—	—
⑥	リースの場合	リース契約書(案)	・一括リース契約であることが確認できるもの ・リース料金から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	○	様式自由	—
		リース料金計算書	・PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム、蓄電システムをリースで導入し、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式 2-3	P43
⑦	本人確認書類の写し		・運転免許証、健康保険証、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、印鑑登録証明書のいずれか1つ ・有効期限内のもの (印鑑登録証明書の場合は発行日が申請日より3か月以内のもの)	●	—	—
⑧	提出書類内容チェックリスト		・①～⑥の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること (手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式 2-5	P33

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

4

交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式2-5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 2-5

提出書類内容チェックリスト(令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申 請 者 名			環境 太郎		
手続代行者名			□□□□株式会社 □□□□支店		
No	書 類 名		項 目	内 容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)		交付申請書	申請する様式は令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業のものか。	☐
				必要事項が記入されているか。	☐
②	誓約書		申請者1	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
			申請者2 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
			手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
③	実施計画書		実施計画書全般	導入する建材・設備の仕様、システム構成図等、必要事項は記入されているか。	☐
			交付申請額算出表	合計金額は正しく表示されているか。	☐
			蓄電システム明細 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、算出業者名の記入等、必要事項が全て記入されているか。	☐
			導入する建材・設備情報 CLT、地中熱ヒートポンプ、PVT、液体集熱式太陽熱利用を補助対象にする場合のみ	導入する建材、設備情報等、必要事項が全て記入されているか。	☐
④	建築図面 (A3用紙で提出すること)		平面図(兼設備設置図)	補助対象となる建材・設備について配置が明記されているか。	☐
⑤	蓄電システム以外の設備を申請する場合	補助対象設備となる建材・設備のカタログ (Webカタログの印刷でも可)	付箋	該当の建材・設備が記載されたページに付箋が貼ってあるか。	☐
			記載箇所の明記	該当の建材・設備が記載された箇所に蛍光ペン等でマークは入れているか。	☐
⑥	リースの場合		リース契約書(案)	交付申請書の申請者の記載内容との整合性はとれているか。	☐
			リース料金計算書	契約開始日、契約終了日、契約期間、費用の全てが記入されているか。	☐
⑦	本人確認書類の写し		発行日	有効期限内のものであるか。	☐
			登録者	申請者本人のものであるか。	☐
⑧	提出書類内容チェックリスト		申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐
			チェックの確認	提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐

R3-再エネ熱-1

様式第1 交付申請書 1/5

様式第1

2021 年 〇〇 月 〇〇 日

(1 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

現在の住所を正しく記載すること
併願申請する補助事業の交付申請書と同じ住所であること

申請者1 住 所 〒 000 - 0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

本人確認書類と一致していること

名 称 環境 太郎

押印不要

代表者等名

住宅を所有し、居住される方(1名)が申請すること
(補助金を受領される方)

生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請者2 住 所 〒 222 - 2222

△△県△△市△△町△丁目△△番△△号

代表者名等は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

名 称 株式会社 △△リース

押印不要

代表者等名 代表取締役社長 △△ △△

手続代行者 住 所 〒 111 - 1111

□□県□□市□□町□丁目□□番□□号

名 称 □□□□株式会社 □□□□支店

押印不要

代表者等名 支店長 □□ □□

代表者名等は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

令和 3 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))

交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))交付要綱(令和3年4月1日環地温発第21033023号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

様式第1交付申請書 2/5

記 (2 / 5 枚)

1. 申請する補助事業

令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業

2. 補助事業の名称

環境 太郎邸 先進的再エネ熱等導入支援事業

自動転記

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請額

補助金交付申請額

1,044,000 円

実施計画書の補助金交付申請予定額と一致しているか確認すること

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業の開始及び完了予定日

開始年月日	年	日	日
完了予定年月日	記入不要		
最終事業完了予定日（複数年度事業）	年	月	日

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。
暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）
役員名簿（別紙3）
その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

様式第1交付申請書 4/5

(別紙2)

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
 - ・（１）～（４）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

(4 / 5 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

R3-再エネ熱-1

定型様式2-4 誓約書

定型様式2-4

環境 太郎 0000000

2021 年 〇〇 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

令和3年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

入力必須

2021 年 〇〇 月 〇〇 日

法人名又は氏名は入力、直筆どちらでも可

申請者1	名称	環境 太郎	押印不要
	代表者等名		
申請者2	名称	株式会社 △△リース	押印不要
	代表者等名	代表取締役社長 △△ △△	
手続代行者	会社名等	〇〇〇〇株式会社	押印不要
	代表者等名	支店長 〇〇 〇〇	

交付申請書（1/5枚）の
手続代行者記載情報と一致していること

定型様式2-1 実施計画書 1/4

定型様式2-1(1/4)
環境 太郎0000000

実施計画書

1.補助対象住宅の概要

併願する補助事業 該当する事業に ■をつける	☐ 令和3年度 ZEH支援事業のうち ZEH	併願する事業名に「■」をつけること
	☒ 令和3年度 ZEH支援事業のうち ZEH+	
	☐ 令和3年度 次世代ZEH+実証事業	
	☐ 令和3年度 低中層ZEH-M促進事業	
申請者氏名 または法人名	環境 太郎	
補助対象の種類 該当するものに ■をつける	☐ CLT(直交集成板) ☒ 地中熱ヒートポンプ・システム ☐ PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの) ☐ 液体集熱式 太陽熱利用システム	
	☐ 蓄電システム	該当するものに「■」をつけること 蓄電システムは、ZEH支援事業のうちZEH+を併願する場合に選択可

2.他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

令和3年度 ○○○○補助金

3.リース情報

☐ PVTシステム	☐ 液体集熱式太陽熱利用システム
☐ 蓄電システム	リースを使用するシステムがあれば「■」をつけること

4.手続代行者情報

本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること
(注)併願申請をする補助事業の交付申請手続きを代行する手続代行者が必ず兼務をすること

手続代行人会社名	□□□□株式会社 □□□□支店	担当者氏名	□□□ □□
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	携帯電話	(□□□) □□□□ - □□□□
E-MAIL	□□□□□□ @ □□□□□□□□		

4. 交付申請額算出表

① CLT(直交集成板)	(戸建住宅に導入する場合)		(定額90万円)		円
	(集合住宅に導入する場合)		(1㎡あたり10万円) (上限 1棟あたり1,500万円)		円
②	地中熱ヒートポンプ・システム		(定額90万円)	900,000	要件を確認の上、 正しい金額を 入力すること
	PVTシステム	空気式	(パネル面積22㎡以上 定額90万円)		
		液体式	(パネル面積5㎡以上8㎡未満 定額65万円) (パネル面積8㎡以上 定額80万円)		
	液体集熱式太陽熱利用システム		(パネル面積4㎡以上6㎡未満 12万円) (パネル面積6㎡以上 15万円)		
①、②の交付申請金額				900,000	円
①、②の補助額上限				900,000	円
①、②の補助金交付申請予定額(a)				900,000	円
③ 蓄電システム導入補助金申請額(b)				144,000	円
補助金交付申請予定額 (a+b)				1,044,000	円

定型様式2-1 実施計画書 2/4

定型様式2-1(2/4)

環境 太郎邸0000000

蓄電システム明細

[1]補助対象蓄電システム

1. 補助事業の名称

環境 太郎邸 先進的再エネ熱等導入支援事業

自動転記

2. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh (I)
蓄電容量	8.0	kWh
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格(設備費+工事費)の上限額	1,464,000	円
蓄電システム設備費※1 (補助対象費用)	1,160,000	円 (II)

のセルは入力項目
それ以外のセルは自動で表示

令和3年度における、蓄電システムの
目標価格を表示しています

消費税を除いた設備のみの
見積金額を記入すること

※1 蓄電システム1台あたりの設備費(見積金額)を記入してください。

蓄電システム工事費※2	200,000	円
-------------	---------	---

消費税を除いた工事費の
見積金額を記入すること

※2 蓄電システム1台あたりの工事費(見積金額)を記入してください。

蓄電システム 設備費+工事費	1,360,000	円
導入台数	1	台 (III)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000	円 (IV)

設備費と工事費の合計が目標
価格以下でないと申請できません

3. 補助金の算出

初期実効容量(合計)	7.2	kWh	144,000	円 ①=(I)×(III)×(IV)
------------	-----	-----	---------	--------------------

4. 蓄電システムの設備費

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	1,160,000	円 ②=(II)×(III)
-------------------------	-----------	----------------

補助対象費用の1/3	386,000	円 ③=②の1/3 千円未満切捨 自動表示
------------	---------	--------------------------

5. ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 ④=①、③のいずれか低い金額
----------------	---------	------------------

6. 補助対象費用 算出業者名

(②の金額を算出した業者の社名、住所を記入すること)

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
〇〇〇〇株式会社

会社名・住所を
入力すること

押印不要

7. (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額

蓄電システム導入補助金申請額※3		円 ⑤ 千円未満切捨
------------------	--	---------------

※3 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、[1]1. ~5. まで入力し、
自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に記入してください。

別機種の2台目がある場合は、
金額を直接入力する

8. 蓄電システム導入補助金合計申請額

補助金合計申請額	144,000	円 ⑥=④+⑤
----------	---------	---------

[2]補助額上限

補助額上限	200,000	円 ⑦
-------	---------	-----

[3]合計

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 =⑥、⑦のいずれか低い金額
----------------	---------	-----------------

定型様式2-1 実施計画書 3/4

定型様式2-1(3/4)
環境 太郎邸0000000

CLT、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用明細

1. 補助事業の名称

自動転記

環境 太郎 先進的再エネ熱等導入支援事業

2. 導入する建材・設備情報

① CLT(直交集成板)情報

使用する部位	☐ 壁 ☐ 床 ☐ 屋根	メーカー名 (工場名)	使用量	m ³
--------	---	----------------	-----	----------------

② 地中熱ヒートポンプ・システム

熱交換器埋設方法	グロースド	☒ 垂直埋設型	工法・名称	ボアホール—シングルUチューブ	採熱深度	30 m	地中熱交換器の総長	60 m
		☐ 水平埋設型	工法・名称		地中熱交換器の総長	m	施設面積	m ²
	オージェンリブ	☐ 放流型	工法・名称		揚水深度	m	還元深度	m
		☐ 還元井型	工法・名称					
		☐ 浸透枡型	工法・名称					

熱源機					
定格能力(暖房)	5 kW	消費電力(暖房)	1,300 W	暖房時COP	3.85

③ PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

メーカー名			優良ソーラーシステム認証番号 ※番号取得していれば記載				
集熱方式	□ 空気集熱式	集熱パネル①品番	集熱パネル①枚数	枚	集熱パネル 総面積	m ²	
		集熱パネル②品番	集熱パネル②枚数	枚			
		集熱パネル③品番	集熱パネル③枚数	枚			
	□ 液体集熱式	蓄熱槽品番					

④ 液体集熱式太陽熱利用システム

メーカー名			優良ソーラーシステム認証番号 ※番号取得していれば記載				
集熱方式	□ 平板形	集熱パネル①品番		集熱パネル①枚数	枚	集熱パネル 総面積	m ²
		集熱パネル②品番		集熱パネル②枚数	枚		
		集熱パネル③品番		集熱パネル③枚数	枚		
	□ 真空ガラス管形	蓄熱槽品番					

定型様式2-1 実施計画書 4/4

定型様式2-1 (4/4)

環境 太郎邸0000000

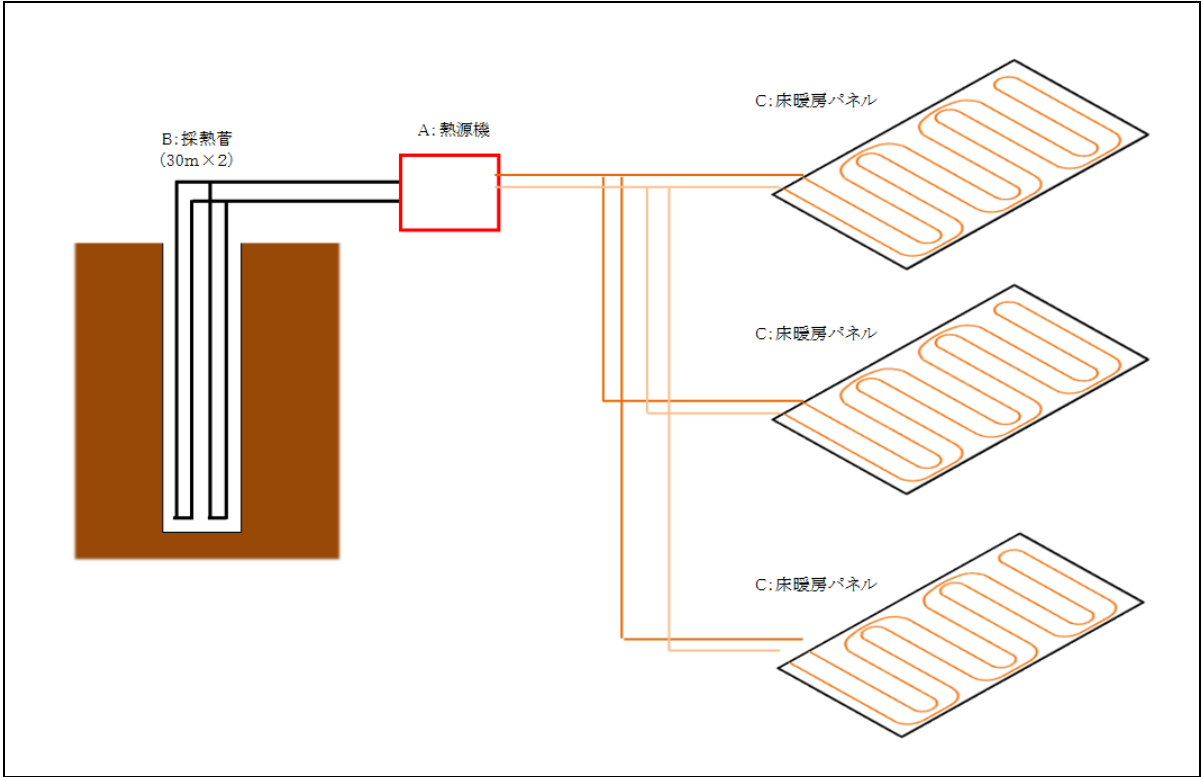
3. 補助事業概要 (イラスト、システム図等を用いて仕様全般を表現する)

システム構成部材一覧

記号	部材名	メーカー	数量	単位	備考
A	熱源機	〇〇株式会社	1	台	PQ-●●●●
B	採熱管	〇〇株式会社	60	m	ダブルUチューブ、30m×2本
C	床暖房パネル	▲▲株式会社	3	台	リビング・ダイニング・キッチンに設置
D					
E					
F					
G					
H					
I					
J					
K					
L					
M					
N					
O					
P					
Q					
R					

システム構成図 (別紙でも可)

イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現する。上表「システム構成部材一覧」で設定した記号を図中に明記し、部材同士の関係が分かるようにすること



※複数の設備を導入する場合はこのページを複写して使用すること

定型様式2-3 リース料金計算書

- ・リース料金計算書の提出は該当者のみ
- ・リース契約書(案)と整合性を取る

定型様式2-3
環境 太郎邸0000000

リース料金計算書

申請内容に関する問い合わせに確実に
対応できる担当者の連絡先を記入すること

1. 申請者情報(リース担当者等)

会社名	株式会社 △△リース		支店名	△△△△支店	
所 属	△△部		担当者氏名	△△ △△	
住 所	〒 △△△ - △△△△		△△ 県 △△ 市		
	△△町△△丁目△△番△△号				
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△		FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△	
E-MAIL	△△△△△△ @ △△△△△△△△				

2. 補助事業の名称

自動転記

環境 太郎邸 先進的再エネ熱等導入支援事業

3. リースする機器情報

- ☐ PVTシステム
- ☐ 液体集熱式太陽熱利用システム
- ☐ 蓄電システム

リースする機器に「■」をつけること

4. リース契約予定期間

リース契約 予定期間	年 月 日 から 年 月 日
	ヶ月

5. リース等料金計算

本事業の処分制限期間（6年、72ヶ月）以上とすること

(A)	設置機器金額 [合計]	円[税抜]
(B)	費用項目 補助金交付 申請予定額	円
(C)	補助金充当後の金額 [合計] (A)-(B)	円 [税抜]
(D)	保険料・諸税等	円 [税抜]
(E)	リース対象元本 (C)+(D)	円 [税抜]
(F)	金 利 (%)	%
(G)	金 利 (金額)	円 [税抜]
(H)	リース料等総額 (E)+(G)	円 [税抜]

補助金の有無を問わず補助対象経費
(機器費のみ)を記入すること

リースする機器の補助金交付申請予定額を記入すること。

5 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、併願する「令和3年度 ZEH支援事業」、「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」又は「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの申請の封筒等に、本事業の申請書を同封することはできません。

申請書の提出先は、事業によって異なりますので、必ず事業毎の申請としてください。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内
『令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業』 申請係

会社名
担当者氏名
電話番号

※あてはまる内容物に
チェックをしてください
☐ 交付申請書
☐ その他の書類

複数申請書を同封の場合
申請書数 件

申請書提出先シート

使用例

上記は、令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 の提出先を示したものです。
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」の使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL：03-5565-4030（10時～17時 平日のみ）

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「先進的再エネ熱等導入支援事業」

https://sii.or.jp/moe_zeh03/

TEL 03-5565-4030

【受付時間】 平日 10:00～17:00